

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月26日（平成28年（行個）諮問第192号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行個）答申第185号）

事件名：本人に対する障害補償一時金の支給決定に係る意見書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年特定月日付け特定労働基準監督署の労働者災害補償保険障害補償一時金支給決定通知に係る実地調査復命書とその添付書類すべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月11日付け大個開第28-66号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

保有個人情報開示して、読んだところ、私の痛みや辛さに、一致しない疑問点があるため。

- (1) 平成28年特定月日の意見書の提出について4枚
- (2) 平成27年特定月日 i の高次脳機能障害の意見書の提出について1枚
- (3) 平成27年特定月日 ii の特定大学Aの意見書の提出について3枚
- (4) 平成27年特定月日 iii の特定病院 x の意見書の提出について3枚
- (5) 特定大学B大学付属病院特定科の特定先生 a の意見書について1枚
- (6) 特定病院 x の特定先生 b か特定先生 c, 又は、特定病院 y の d 先生と思うが、分かりません。お手数をおかけしますが、調べていただきまして、開示お願いいたします。1枚
- (7) 一面総黒塗りがあります。13枚
- (8) 平成27年特定月日 iv, 特定病院 z の意見書について。1枚

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

最初、審査請求をするつもりではなく、ふに落ちないことが多くあり、また、言われましたので、個人情報開示をしました。読んでいて、私が受けたことと違う点を書いていたところ、うつ病か詐病で休業給付を受け取っている印象が、情報開示から受けましたので、違う点やその他のことをいろいろ書いてしまいました。

今、通院している整形外科の特定病院 x x の e 先生から、胸骨や背骨のところの骨折やその他、ろっ骨も数か所、新しいのではなく、少し古い骨折があり。人体図のところにありますと診断していただきました。

(特定病院 z の診断の他。)。なので、決してうつ病や詐病ではありません。

わかりにくいと思いますが、よろしくお願いいたします。

(添付文書省略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者(以下、第 3 においては「請求者」という。)は、平成 28 年 5 月 11 日付けで、処分庁に対して、法 12 条 1 項の規定に基づき、「平成 28 年特定月日付け特定労働基準監督署の労働者災害補償保険障害補償一時金支給決定に係る実地調査復命書とその添付書類すべて」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成 28 年 7 月 11 日付け大個開第 28-66 号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成 28 年 10 月 4 日付け(同月 6 日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法 14 条 2 号及び 7 号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成 28 年特定月日付け特定労働基準監督署の労働者災害補償保険障害補償一時金支給決定に係る実地調査復命書とその添付書類すべて」であり、このうち、請求者が本件審査請求において開示を求める情報は、別紙に掲げる意見書等の不開示部分である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法 14 条 2 号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番 1、通番 3 の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することがで

きるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番2の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取等をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番2、通番3の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取等した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月19日 審議
- ④ 同年12月21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 平成30年1月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「平成28年特定月日付け特定労働基準監督署の労働者災害補償保険障害補償一時金支給決定通知に係る実地調査復命書とその添付書類すべて」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、その一部について、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別紙に掲げる意見書等に記録された保有個人情報の不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 通番1

通番1は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 通番3

通番3は医師の職名、署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 通番2

当該部分は、審査請求人の労災請求に係る処分を行うに当たって、特定労働基準監督署等に提出された医師等の意見及び資料であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、医師等が審査請求人から批判等を受けるおそれも否定できず、その結果、医師等が把握・認識している事実関係について供述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 平成28年特定月日の「意見書の提出について」 4枚（1頁ないし4頁）
- 2 平成27年特定月日 i の「意見書の提出について」 1枚（5頁）
- 3 平成27年特定月日 ii の特定大学病院 A の「意見書の提出について」 3枚（6頁ないし8頁）
- 4 平成27年特定月日 iii の特定病院 x の「意見書の提出について」 3枚（9頁ないし11頁）
- 5 特定大学 B 付属病院特定科の特定先生 a の「意見書について」 1枚（12頁）
- 6 特定病院 x の特定先生 b か特定先生 c , 又は, 特定病院 y の d 先生の「意見書の提出について」 1枚（13頁）
- 7 一面総黒塗り 13枚（14頁ないし26頁）
- 8 平成27年特定月日 iv , 特定病院 z の「意見書の提出について」 1枚（27頁）

別表

1 対象 文書名	2 通番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報 (法14条該当 号)	
			2号	7号柱 書き
意見書等	1	5頁署名及び印影, 6頁署名及び印影, 8頁印影, 9頁署名及び印影, 27頁印影	○	
	2	2頁26行目37文字目ないし27行目23文字目, 3頁13行目32文字目ないし17行目最終文字, 3頁25行目37文字目ないし26行目最終文字, 3頁32行目7文字目ないし最終文字, 4頁5行目1文字目ないし8行目最終文字, 4頁10行目1文字目ないし11行目最終文字, 7頁不開示部分, 8頁項目③回答, 9頁高次脳機能障害評価欄, 9頁介護の要否等欄, 10頁不開示部分, 11頁不開示部分, 12頁不開示部分, 13頁不開示部分, 14頁ないし26頁不開示部分	○	○
	3	1頁職名, 署名及び印影	○	○